

むつ市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査における総人口は、54,103人となっており、昭和60年の71,857人(※)をピークに減少傾向となっている。世代別人口をみると、令和2年では総人口に占める年少人口(0~14歳)の比率は10.73%、老年人口(65歳以上)の比率は34.27%となっており、今後も少子高齢化が見込まれる。また、世帯総数は24,077世帯で、1世帯当たりの人数は2.2人となり、核家族化や高齢者世帯など世帯の小規模化が進んでいる。

なお、15歳以上の人口は47,532人で、そのうち就業者数は26,198人となっている。むつ市の国勢調査における就業者数は、平成7年の32,631人(※)をピークに減少傾向にあり、特に第1次産業の減少が顕著で、平成7年の2,771人(※)から令和2年には1,331人と半減している。

就業者総数に対する各分野の割合はこの25年間で、第1次産業が8.5%から5.1%へ、第2次産業が26.4%から19.6%へ減少している一方、第3次産業は65.1%から75.3%へ著しく増加している。就業者総数は平成17年からは2万人台で推移しているが、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、今後更に減少することが予想される。従来から地域経済を支えてきた中小企業は、後継者不足や人材不足等の影響により減少傾向にあり、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況が予見される。

このような中、独自の取り組みとして、融資を受ける際の保証料の補給や高校生と大学生を対象とした地元企業見学会、創業者への支援等を講じてきたが、他にも中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を図る取り組みに対し支援していくことは喫緊の課題である。

(※) 平成17年の市町村合併前の旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の人口の合算

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、下北地域の中核都市として、経済の維持・発展を目指すとともに、企業の成長やより良い就労環境の構築を図る。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業はサービス業、農林水産業、製造業等多岐にわたっていることから、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するとともに、企業の成長や地域経済の維持・発展、安定した雇用状況、賃上げの後押し等に繋げていくことが重要であり、太陽光発電設備に係るものについては、発電電力を製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら消費する設備に限るものとし、発電電力を売買する目的で導入された設備は、本計画に対する当市の目標に沿わないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、沿岸部から内陸部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当市全域とする。

(2) 対象業種・事業

○業種

当市の産業は、サービス業、農林水産業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

○事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかの期間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。